

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇規 則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則

理学療法士修学資金貸付規則

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 巳 次

鳥取県規則第二十一号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の

一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加え、同条第二項中「保母をいう」を「保母をいい、保母たる資格を要件とする職種及び入所者の保護に直接従事する職種を含むものとする」に改め、同条第三項中「規定する」の下に「厚生大臣の指定する」を加え、同条第四項を削る。

養所

三 児童福祉法第二十七条第二項に規定する厚生大臣が指定する国立療養所

四 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条に規定する精神薄弱者援護施設

五 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号に規定する福祉施設

第三条第二号中「において保育業務」を「の児童福祉施設等において保母としてその業務」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

2 条例の表の保母修学資金の項の免除の条件の欄第一号に規定する知事が指定する施設は、第二条第一項第四号、第六号及び第七号に掲げる施設とする。

第十一条の二中「保育業務」を「業務」に改める。

第十二条第三号を次のように改める。

三 県内の児童福祉施設等又は県外の第二条第一項第一号に掲げる施設のうち重症心身障害児施設若しくは国が設置する施設又は同項第三号若しくは第五号に掲げる施設(以下「県外施設」という。)において保母としてその業務に従事しているとき。

三 県内の児童福祉施設等又は県外の第二条第一項第一号に掲げる施設のうち重症心身障害児施設若しくは国が設置する施設又は同項第三号若しくは第五号に掲げる施設(以下「県外施設」という。)において保母としてその業務に従事しているとき。

若しくは第五号に掲げる施設(以下「県外施設」という。)において保母としてその業務に従事しているとき。

第十六条第一項第七号中「において保育業務」を「の児童福祉施設等又は県外施設において保母としてその業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 巳 次

鳥取県規則第二十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「住所地の土木出張所長（鳥取土木出張所長を除く。）」を「住所地を管轄する土木出張所（鳥取土木出張所及び郡家土木出張所を除き、住所地が日野郡である場合にあっては、米子土木出張所とする。）の長」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

(二級建築士試験の方法)

第十条 二級建築士試験は、学科及び建築設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

2 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けること

ができる。

3 学科の試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 建築計画（建築設備の概要を含む。）
- 二 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
- 三 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
- 四 建築法規（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(学科の試験の免除)

第十一条 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の二回の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

第十三条各号列記以外の部分中「左の書類を添え、第一条第一項の土木出張所長を経由してこれを」を「次に掲げる書類を添えて」に改め、同条第一号中「左の各号の一に」を「次に」に改め、同号ロ中「前号に掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第三号の規定により同条第一号、」を「法第十五条第三号に該当する者にあつては、同条第一号又は」に改め、同号ロをハとし、イの次にロとして次のように加える。

ロ 法第十五条第一号に該当する者のうち実務の経験を必要とする者又は同条第三号若しくは第四号に該当する者にあつては、実務の経験を証する使用者の証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

第十四条第二項を次のように改める。

2 知事は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。
第六号書式を次のように改める。

第六号書式

二級建築士試験申込書 (学科、建築設計製図)

私は、二級建築士試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。
 なお、私は、この申込書及び実務経歴書に記載した事項が真実であり、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

職 氏 名 殿

氏 名

㊟

(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日	性別	男・女		
本籍地	郵便番号					
現住所	電話 (局) 番					
勤務先	郵便番号					
勤務先 所在地	電話 (局) 番					
学 歴	学 校 名	学部、学科名	昼夜の別	修業年限	在学期間	卒業、中退の別
					年 月 日から 年 月 まで	卒業 年中退
					年 月 月から 年 月 まで	卒業 年中退
					年 月 月から 年 月 まで	卒業 年中退

私は、下記のとおり二級建築士試験の学科の試験に合格しておりますので、今回の学科の試験を免除していただきますよう申請します。

年 月 日

氏 名

㊟

職 氏 名 殿

学科の合格年

年

学科の試験の合格通知書番号

※合格者名簿との照合欄

注 意

- 1 ※印は、記入しないでください。
- 2 婚姻等の理由で氏名が変更になっている場合は、戸籍抄本を提出してください。
- 3 学歴は、義務教育後のものを記入してください。
- 4 学科の試験の免除の申請をする場合は、なるべく学科の試験の合格通知書を添付してください。

鳥取県収入証紙ちよう付欄
 (消印は、しないでください。)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の建築士法施行細則第十条及び第十一条の規定に基づく二級建築士試験で昭和四十八年以前に行われたものにおいて合格点を得た科目を有する者で、当該科目につき二級建築士試験の免除を受けられるものについては、改正後の建築士法施行細則（以下「新規規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後なお従前の例により引き続き四回の二級建築士試験を行う。ただし、当該者が新規規則に基づく二級建築士試験を受験することを妨げない。

理学療法士修学資金貸付規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

鳥取県規則第二十三号

理学療法士修学資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、理学療法士の養成施設に在学する者で、将来県内において理学療法士の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内の理学療法士の充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 理学療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百十七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する理学療法士をいう。
- 二 養成施設 法第十一条第一号又は第二号に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設をいう。

(修学資金借受者の資格)

第三条 修学資金の付貸けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 養成施設に在学している者であること。
- 二 将来県内において理学療法士の業務に従事しようとする者であること。
- 三 学業成績優秀で心身ともに健全であること。

(修学資金の額、支給期間、支給方法及び利子)

第四条 修学資金の月額は、五千円とする。

2 修学資金を支給する期間は、第七条の規定による貸付けの決定の日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月までとする。

3 修学資金は、毎月一月分ずつ支給する。ただし、知事が必要と認めるときは、二月分以上をまとめて支給することができる。

4 修学資金は、無利子とする。

(連帯保証人)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人以上の連帯保証人

をたてなければならない。

2 連帯保証人は、県内に居住する者でなければならない。

3 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人でなければならない。

(貸付申請)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 戸籍抄本

三 誓約書(様式第二号)

四 健康診断書

五 在学する養成施設の長の修学生推薦調書(様式第三号)

(貸付けの決定及び通知)

第七条 知事は、前条の修学資金貸付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定をし、申請者及びその連帯保証人に対し、その旨を通知しなければならない。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第八条 知事は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切らなければならない。この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分としてすでに貸し付けた修学資金があるときは、直ちにこれを

返還させなければならない。

一 退学したとき。

二 学業成績又は性行が著しく不良となつたとき。

三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを休止しなければならない。この場合において、これらの月の分としてすでに貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月分以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第一項の規定により貸付けを打ち切つたとき、又は第二項の規定により貸付けを休止したときは、修学生及びその連帯保証人に対し、その旨を通知しなければならない。

(修学資金借用証書及び修学資金返還明細書の提出)

第九条 修学生(修学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに修学資金借用証書(様式第四号)及び修学資金返還明細書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第十条 修学生は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、それぞれ次に掲げる月から、修学資金の支

給を受けた期間に相当する期間(次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に均等額による月賦償還の方法により、貸付金を返還しなければならない。

一 修学資金の貸付けが終了したとき。当該貸付けが終了した月から一年を経過した月

二 修学資金の貸付けを打ち切られたとき。当該貸付けを打ち切られた日の属する月の翌月

2 前項の規定にかかわらず、修学生は、返還期日前においても貸付金を繰上げ返還することができる。

(返還債務の履行の猶予)

第十一条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 県内において埋学療法士の業務に従事しているとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となつたとき。

三 その他特に理由があると知事が認めるとき。

2 前条の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、審査の結果債務の履行の猶予を決定したときは、申請者及びその連帯保証人に対し、その旨を通知しなければならない。

(延滞金)

第十二条 修学生は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還

しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第十三条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。氏名(住所)変更届(様式第七号)

二 修学資金の貸付けを辞退したとき。修学資金辞退届(様式第八号)

三 休学したとき、又は停学の処分を受けたとき。休学(停学)届(様式第九号)

四 復学したとき。復学届(様式第十号)

五 転学したとき、又は退学したとき。転学(退学)届(様式第十一号)

六 卒業したとき。卒業届(様式第十二号)

七 県内において埋学療法士の業務に従事したとき。就業届(様式第十三号)

八 就業場所を移転したとき。就業場所移転届(様式第十四号)

九 埋学療法士の業務を廃止したとき。業務廃止届(様式第十五号)

十 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第十六号)

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、死亡届(様式十七号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第十四条 この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

様式第1号

修学資金貸付申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者

住 所 氏 名

記

貸付希望月額	
貸付希望期間	
在学養成施設名	
学 年	

上記申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

親権者又は後見人
(連帯保証人)

住 所 氏 名

年 月 日 生

職 業

本人との関係

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名

年 月 日 生

職業
本人との関係

様式第2号

誓約書

職 氏 名 殿

修学生として決定されたうえは、学業に励み、卒業後一年以内に理学療法士の免許を取得し、鳥取県内において理学療法士の業務に従事することを誓います。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

様式第3号

修学生推薦調書

※整理番号 ふりがな 氏名	推薦順位	人中	位	※決定番号
養成施設名		住 所 養成施設 所在地		
入学試験の総合点	満	点		
	入 学 者 最 高 得 点	点		
	入 学 者 最 低 得 点	点		
	平 均 得 点	点		
	本 人 入 学 得 点	点		
成績概評				
人物概評				
その他推薦の参考事項				
職 氏 名 殿				

上記の者は、人物学業成績ともに優秀で、身体強健であり、貴県の修学生として適当な者と認め、推薦します。

年 月 日

養成施設の長

㊦

※印は、記入しないこと。

様式第4号

修学資金借用証書

職 氏 名 殿
 借用金額
 金 円 也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついで、理学療法士修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い、滞りなく貸付金を返還します。

年 月 日

修学生 住 所
 氏 名 ⑤

私達は、上記の者が修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住 所
 氏 名 ⑤

連帯保証人 住 所
 氏 名 ⑤

㊤様式第5号

修学資金返還明細書

決定番号		返還総額	
ふりがな氏名		養成施設名	
借受終了期日		借受終了理由	卒業・辞退・打切り・死亡・その他
第1回返還期日		第1回返還額	
毎月の返還期日		毎月の返還額	
最終回返還日		最終の返還額	
返還期間			
借受金額内訳	借受期間	借受月数	借受金額
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		合計
	年 月 日から 年 月 日まで		月 円
本人	戸籍筆頭者	生年月日	職業
	卒業後の連絡先		
	就職内定先の名称及び所在地		
連帯保証人	氏名		
	住所		
	生年月日	本人との関係	職業
	氏名		
	住所		
	生年月日	本人との関係	職業
職 氏 名 殿			
修学資金を上記のとおり返還します。			
年 月 日			
修学生 氏 名 ㊤			
親権者又は後見人氏名 ㊤ (連帯保証人)			
連帯保証人氏名 ㊤			

様式第8号

修学資金辞退届

職 氏 名 殿

下記の理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

年 月 日

修 学 生 住 所 名 氏 名

連帯保証人 住 所 名 氏 名

連帯保証人 住 所 名 氏 名

連帯保証人 住 所 名 氏 名

連帯保証人 住 所 名 氏 名

記

決 定 番 号	第	号
在学養成施設名		
借 受 済 期 間	年 月 分	から 年 月 分 まで
借 受 済 総 額	円	
辞 退 理 由		

様式第9号

休学(停学)届

職 氏 名 殿

下記のとおり休学(停学)しましたので、お届けします。

年 月 日

修 学 生 住 所 名 氏 名

記

決 定 番 号	第	号
在学養成施設名		
学 年	第	学年
休 学 期 間	年 月 日	から 年 月 日 まで
理 由		

上記のとおり相違ありません。

養成施設の長

様式第10号

復 学 届

職 氏 名 殿

下記のとおり復学しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

記

決 定 番 号	第	号
在学養成施設名		
学 年	第	学 年
復 学 期 日	年 月 日	
休学開始期日	年 月 日	

上記のとおり相違ありません。

養成施設の長

㊟

様式第11号

転 学 (退 学) 届

職 氏 名 殿

下記のとおり転学(退学)しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

記

決 定 番 号	第	号
転学(退学)時の養成施設名		
転学(退学)時の学 年	第	学 年
転 学 (退 学) 期 日		
転学先施設の名称、所在地		
転入学期日及び学 年		
理 由		

㊟

様式第12号

卒業届

職 氏 名 殿

下記のとおり卒業しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

記

決定番号	第	号
養成施設名		
卒業年月日		

上記のとおり相違ありません。

養成施設の長

印

様式第13号

就業届

職 氏 名 殿

下記のとおり理学療法士として就業しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

記

就業の場所	
職 種	
就業の期日	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

印

様式第14号

就業場所移転届

職 氏 名 殿

下記のとおり就業場所を移転しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

㊤

記

決 定 番 号	第	号
変 更 期 日	年 月 日	日
就 業 の 場 所	新	
	旧	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

新就業施設名
雇用主氏名

㊤

様式第15号

業 務 廃 止 届

職 氏 名 殿

下記のとおり理学療法士の業務を廃止したので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

㊤

記

決 定 番 号	第	号
就 業 の 場 所		
職 種		
業 務 廃 止 の 期 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

㊤

様式第16号

連帯保証人氏名 (住所) 変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり連帯保証人が氏名 (住所) を変更しましたので、お届け
します。

年 月 日

修学資金貸付 第 号
決定番号

修学生 住 所
氏 名

㊤

記

旧氏名 (住所)	
新氏名 (住所)	

様式第17号

死 亡 届

職 氏 名 殿

下記の修学生が死亡しましたので、戸籍抄本を添えてお届けします。

連帯保証人 住 所

氏 名

㊤

記

氏 名	
決 定 番 号	第 号
養 成 施 設 名	
就 業 の 場 所	
死 亡 期 日	
死 亡 原 因	

様式第18号

連 帯 保 証 人 変 更 届

職 氏 名 殿

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 住 所 氏 名

氏 名

記

㊟

旧保証人	住 所	
	氏 名	
新保証人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	職 業	
	本人との関係	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

修学資金の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名

㊟

企 業 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 昌 次

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程

第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和四十九年四月一日から施行する。